国 地 契 第 8 3 号 国官技第 2 7 3 号 国営計第 1 0 6 号 平成 2 7 年 3 月 6 日

各地方整備局 総務部長 殿 企画部長 殿 営繕部長 殿

> 大 臣 官 房 地 方 課 長 大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長 大臣官房官庁営繕部計画課長 ( 公 印 省 略 )

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条に関する 手続について」の一部改正について

「建設業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第55号)が公布され、平成27年4月1日に一部施行されることに伴い、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条に関する手続について」(平成13年7月30日付け国地契第26号、国官技第126号、国営計第76号)の一部を下記のとおり改正し、同日以降に契約を締結する工事から適用することとしたので、通知する。

記

記1中「疑義の事実がある」の下に「建設業者が受注者である」を加える。 別記様式を次のように改める。 別記

様式

(用紙A4)番 号年 月 日

○○地方整備局長 殿 又は都道府県知事 殿

○○地方整備局長 印

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条の通知について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条に基づき、下記の通 り通知する。

なお、本件について、建設業法に基づく処分等の結果に関しては、当方まで連絡願いたい。

記

- 1 工事名及び施工場所
- 2 支出負担行為担当官等名
- 3 請負業者名 代表者名 住所 建設業許可番号
- 4 法第11条に該当すると疑うに足りる事実について
- 5 本件連絡先

(参考)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条に関する手続について

(疑義の事実の把握)

, MA 102 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
場面	疑義の事実の把握者
①入札・契約手続において疑義の事実を把握	契約課長(⑤分任官契約工
	事の場合は、事務所長等)
②監督において疑義の事実を把握	総括監督職員(⑤分任官契
	約工事の場合は、事務所長
	等)
③工事検査において疑義の事実を把握	工事検査官又は技術検査官
	(⑤分任官契約工事の場合
	は、事務所長等)
④国土交通省が行う公共工事等からの暴力団排除の推進	発注している工事の受注者
に関する合意書(平成 24 年 3 月 19 日付け警察庁丁暴	である建設業者につき通知
発第 106 号、国官会第 3165 号、国地契第 88 号、国営	を受けた整備局長
管第 497 号、国港総第 700 号、国北予第 33 号。以下	
「合意書」という。)記第5第2項(第6第5項にお	
いて準用する場合を含む。)の通知により疑義の事実	
を把握	

・疑義の事実の把握者を代表する者:支出負担行為担当官等又はその予定者 (整備局長)

(分任官契約工事の場合:分任支出負担行為担当官等又はその予定者 (事務所長等))

(疑義の事実の把握から処分の流れ) (本官契約工事の場合) (分任官契約工事の場合) ①契約課長 | ②総括監督職員 ③工事検査官 ⑤ 事 務 所 長 等 | (報告) (報告) 企画部、営繕部等合議 整備局長 窓口:整備局契約課 → (通知;地方整備局長名) (報告;官房地方課長宛) ※3課長通達 窓口:官房地方課→技術調査課、官庁営繕部計画課│ による (大臣許可) ,(知事許可) 建設業の許可を受 営業が行われる区域を管 けた都道府県知事 轄する都道府県知事 調査、処分の決定及び結 果の発注者への通知 (調査依頼) 建設業者の本店所在地の 営業が行われる区域を管轄 整備局長 窓口;建設産業課 する整備局長 (調査) 調査、処分の決定及び結果の整備 局長(発注者)への通知 発注者による指名停止等